

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、路線バスの利用促進等に資する事業に要する経費を助成することにより、市民生活に不可欠なバス路線の維持・整備を図るとともに、都市交通の安全・円滑化等に寄与することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付にあつては、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

- (1) 補助対象者は、堺市内で既に路線バスを運行している路線バス事業者（以下「路線バス事業者」という。）で、国が施行する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国土交通省国総計第97号外）に基づく地域公共交通バリア解消促進等事業の補助（以下「国のバリア解消補助」という。）又はポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成28年2月29日国土交通省観光庁観産第690号外）に基づく交通サービスインバウンド対応支援事業の補助（以下「国のインバウンド対応補助」という。）の申請を行っている者とする。ただし、ノンステップバス導入については、路線バス事業者と当該補助対象車両に係るリース契約を締結するリース事業者も対象とする。
- (2) 補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

5 補助金の額

- (1) 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、別表に定めるノンステップバスにあつては、当該補助対象経費と国が定める通常車両価格（ワンステップバス）との差額に1/2を乗じて得た額と1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額を補助限度額とする。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

6 補助金の交付の申請

- (1) 補助事業者は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請書（様式第1号及び様式第1号別紙①（リース事業者のみ））を事業着手までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 役員情報届出書（様式第1号の2）
 - ② 国のバリア解消補助又は国のインバウンド対応補助にあつては当該補助申請書の写

し

③その他市長が必要とする書類

- (3) (2) ①に変更があった場合は、役員情報変更届出書（様式第1号の3）にて、速やかに提出しなければならない。

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。
- (5) 補助金の交付を受けた会計年度内に、国のバリア解消補助又は国のインバウンド対応補助による補助金の交付を受けること。

8 経費配分等の軽微な変更

規則第6条第1項第2号の市長が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更にあつては、2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の20パーセント以内で配分額の流用を行おうとする場合
- (2) 補助事業の内容の変更にあつては、補助事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じない場合又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の額（当該変更が複数の費目に係る場合にあつては、いずれか少ない費目の額）の20パーセント以内である場合

9 補助金の交付決定の通知

市長は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に交付決定の通知をするものとする。

10 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付の申請を取り下げることができる。取下げの申請をしようとする者は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

11 補助事業の計画変更の申請

補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、8に規定する軽微な変更を除き、堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

12 補助事業の中止又は廃止の申請

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに堺市バス

利用促進等総合対策事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

13 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業事故報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

14 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金実績報告書（様式第7号及び様式第7号別紙①（リース事業者のみ））を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。
- (2) 堺市バス利用促進等総合対策事業補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 収支精算書
 - ② 竣工写真
 - ③ 国のバリア解消補助又は国のインバウンド対応補助の金額確定通知書の写し
 - ④ その他市長が必要と認める書類

15 補助金の額の確定通知

市長は、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

16 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市補助金交付請求書（規則様式第10号）により、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

17 財産の処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）にあつては、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、取得財産等について国土交通大臣が別に定める期間（以下「耐用期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 市長は、取得財産等を市長の承認を受けて処分することにより補助事業者に入収があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (4) 市長は、補助事業者が取得財産等の耐用期間を経過するまでに本市内における路線バス事業から退出する場合、又はリース事業者がノンステップバスの貸与先を変更す

る場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

18 補助金の整理

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 補助事業者は、前号の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

19 取得財産の整理

補助事業者は、補助事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する帳簿を備え、取得財産の取得時期、現在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

20 帳簿等の保存

補助事業者は、次に掲げる帳簿等を、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類等

21 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

3 第17条、第18条、第20条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この交付要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成11年11月8日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、附則第2項の改正規定は令和6年3月29日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
堺市バス利用促進等総合対策事業	ICカードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステム導入、その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）	1 / 3
	バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 ・ 主要な乗継拠点における待合施設の整備に要する経費 （上屋、ベンチ、風除け、情報提供案内板の整備等） ・ 主要な乗継拠点における乗継円滑化に要する経費 （停留所移設工事、情報提供案内板の整備、運行系統再編、広報用印刷物の作成等） ・ 情報提供のユニバーサルデザイン化に要する経費 ー 系統番号（行先番号）や停留所番号の設定・変更に伴う経費 ー 紛らわしい停留所名の変更に伴う経費 ー 案内放送（車内・車外アナウンス等）への系統番号追加等に伴う経費 ー 案内表示や案内放送の多言語化のための経費 ー 停留所が多数集中する地区における情報提供案内板の整備に伴う経費 ー バス乗り継ぎ・時刻表・運賃検索サイト、バリアフリー対応情報提供サイト等のホームページの作成・改良に伴う経費 （方向幕、LED式行先表示器データ、車外差込板、音声合成装置データ、運賃表示器データ、停留所標識、停留所掲示物、情報提供案内板、広報用印刷物、ホームページ等の作成・変更、翻訳、調査委託等）	1 / 3
	ノンステップバス導入に要する経費（車載機器類を含む）	1 / 4

(注)

1. 補助対象経費には用地費は含まないものとする。
2. 補助対象経費の決定にあつては、国の「地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要領」、「地域公共交通確保維持改善事業補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)に関する運用方針」及び「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要領」、「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金(交通サービス利便性向上促進事業(自動車))に関する運用方針」に準じて行うものとする。

様式第 1 号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請人所在地

名称

代表者職氏名

代表者生年月日

代表者住所

(区分： バス事業者 リース事業者)

年度堺市バス利用促進等総合対策事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的
- 2 補助対象事業の内容
 - (1) 補助対象事業の名称及び整備内容
 - (2) 対象地域、対象区間、キロ程、施工箇所数等
- 3 補助対象事業の着手（予定）日及び完了予定日その他事業実施に関する計画
- 4 補助金交付申請額
- 5 補助対象経費の内訳
- 6 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

様式第1号 別紙①

ノンステップバスに係るリース概要

貸与先（予定）	名称 代表者 住所
リース期間 （予定）	
車両数	
補助金の取り 扱い	<input type="checkbox"/> 月額リース料を低減 <input type="checkbox"/> 貸与先に現金で還付 <input type="checkbox"/> 車両本体から減額

添付資料

- ・リース見積書の写し

様式第1号の2

役員情報届出書

堺市長 殿

申請人所在地

名称

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金の交付申請を行うに当たり、下記の役員情報を届出いたします。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を役員情報変更届出書（様式1号の3）に記載し、その都度、速やかに提出します。

《役員情報》

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生年月日：
住所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生年月日：
住所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生年月日：
住所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生年月日：
住所：

役員情報変更届出書

年 月 日

堺市長殿

所在地

団体名

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金の交付申請を行うに当たり、届け出た役員情報について、変更がありましたので次のとおり届け出ます。

《役員情報》	
(旧役員)	
(ふりがな)	()
役員等氏名:	
生年月日:	
住所:	
(ふりがな)	()
役員等氏名:	
生年月日:	
住所:	
(新役員)	
(ふりがな)	()
役員等氏名:	
生年月日:	
住所:	
(ふりがな)	()
役員等氏名:	
生年月日:	
住所:	

《変更理由》

様式第2号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付け で交付申請のあった 年度堺市
バス利用促進等総合対策事業補助金については、次のとおり交付することに決定した
ので通知します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合
において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによる。

補助金の額

円

3 補助対象額の内訳は、次のとおりとする。

4 補助金の交付の条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更しようとするときは、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱8に規定する軽微な変更を除き、堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助対象者がリース事業者である場合は、貸与先に補助金相当額を還元または還付すること。
- (4) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業事故報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けること。
- (6) 補助金の交付を受けた会計年度内に、国のバリア解消補助またはインバウンド対応補助による補助金の交付を受けること。
- (7) 堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号）の規定に従うこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (9) 取得財産等について国土交通大臣が別に定める期間（以下「耐用期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。
- (10) 取得財産等を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 取得財産等の耐用期間を経過するまでに本市内における路線バス事業から退出する場合、又はリース事業者がノンステップバスの貸与先を変更する場合、既に交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

様式第3号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

堺市長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった 年度堺市バス利用促進等総合対策事業補助金については、下記の事項
について不服があるので、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱10の規
定により、当該交付申請を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付決定に付された条件
- 2 その理由

様式第4号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

代表者生年月日

代表者住所

(区分： バス事業者 リース事業者)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった 年度バス利用促進等総合対策事業について、下記の理由により、その
内容又は経費の内訳等を変更したいので、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交
付要綱11の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更する理由

3 添付書類

- (1) 補助金交付申請書(写)に変更する部分を表示したもの
- (2) その他必要な書類

様式第5号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

（区分：バス事業者 リース事業者）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった 年度バス利用促進等総合対策事業について、下記の理由により、同
事業を中止（廃止）したいので、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱12
の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業を中止（廃止）する理由

- 2 補助対象経費の支出額内訳

- 3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日
(1) 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで
(2) 完了予定期日

様式第6号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助事業事故報告書

年 月 日

堺市長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった 年度バス利用促進等総合対策事業について、下記のとおり事故が発生
したので、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱13の規定により報告し
ます。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の内訳等に変更がある場合は、その内容

様式第7号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金実績報告書

年 月 日

堺市長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知の
あった 年度バス利用促進等総合対策事業が完了したので、堺市バス利用促進
等総合対策事業補助金交付要綱14の規定により報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費（内訳）
- 2 完了した補助事業の概要
- 3 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 4 その他関係書類

様式第7号 別紙①

ノンステップバスに係るリース内容（複数車両の場合は1台ごとに作成すること）

交付決定番号	
リース事業者	名称 代表者 住所
貸与先	名称 代表者 住所
リース期間	
初度登録年月日	年 月 日
購入車両	車名 形式 車体番号
使用の本拠地	
国補助金	円
本補助金	円
国補助金・本補助金の合計額	円
補助金の取り扱い	<input type="checkbox"/> 月額リース料を低減 <input type="checkbox"/> 車両本体から減額 <input type="checkbox"/> 貸与先に現金で還付

添付資料

- ・リース契約書の写し
- ・車両購入の代金支払いに係る領収書の写し（領収等証明書の写しによる代用可）
- ・貸与先に補助金相当額が還元または還付していることが分かるもの

様式第8号

堺市バス利用促進等総合対策事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付け で交付決定した 年度堺市
バス利用促進等総合対策事業補助金について、実績報告書に基づき、次のとおり確定
したので通知します。

記

補助金の額

円

様式第9号

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

堺 市 長 殿

補助事業者所在地

名称

代表者職氏名

(区分： バス事業者 リース事業者)

年度バス利用促進等総合対策事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、堺市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱17(2)の規定により申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
 - (1) 種類
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 構造及び性能
 - (5) 数量
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 処分の相手方の利用計画
- 5 処分の理由
- 6 処分しようとする財産の取得又は効用増加に要した費用に関する明細